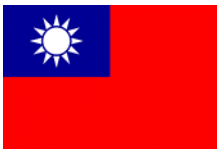

２０２６年春出発 法学部協定校

（南京師範大学・サンパウロ大学・国立台湾大学）

派遣学生募集要項

１．派遣大学／募集人数
① 南京師範大学法学院（中国）／　3名（法学研究科生、法務研究科生との合計人数）
② サンパウロ大学法学部（ブラジル）／　5名
③ 国立台湾大学法律学院（台湾）／　2名
２．留学期間
① 南京師範大学法学院（中国）　→2026年2月から1学期間もしくは1学年間
② サンパウロ大学法学部（ブラジル）　→2026年2月から1学期間もしくは1学年間
③ 国立台湾大学法律学院（台湾）　→2026年2月から1学期間もしくは1学年間
３．費用
① 留学先大学の授業料は免除（本学の学費は納付）
② 留学先大学が義務付ける授業料以外の費用（施設使用料等）、渡航費（パスポート申請手数料、航空券代、ビザ取得のための代金等）、滞在費、生活費、海外旅行保険（本学指定の海外旅行保険に必ず加入し、また留学先大学指定の保険加入が義務付けられている場合は併せて加入する）にかかる費用及びその他雑費は自己負担。
③ 協定校留学者は、「明治大学海外留学奨励助成金」に応募可能。申請資格等詳細については、下記ホームページを参照。http://www.meiji.ac.jp/cip/usefulinfo/jyosei.html
４.応募資格 ※下記全ての条件を満たす者
① 出願時1年次以上の者で、在学1ヵ年につき卒業要件単位を30単位程度修得しているか、修得見込みであること。1年生の志願者は、1年生の春学期および秋学期双方の成績が公開された時点で、卒業要件単位を30単位程度修得していること。（応募時は修得見込み）。
② 直近のGPAが**2.0以上**であること。
③ 心身ともに健康で、外国において長期にわたって生活するうえで問題がないこと。持病や既往症のある方は、かかりつけ医等の了承を必ず得た上で、診断書を添付し、学内選考に応募すること。
④ 外国籍の学生が外国へ留学する場合は、留学先は**原則として母国以外**であること。 ※外国籍の学生は、応募資格について事前に法学部事務室に問い合わせてください。
⑤ 留学にかかる経費を理解し、経済的な裏付けが得られていること。 ※学内選考合格後、留学先大学への出願において、留学期間中の費用が準備されていることを証明するため、金融機関が発行する残高証明書の提出を求められる場合があります。
⑥ 誓約書に記載されている事項に同意し、保証人（保護者）の同意を得た者。
⑦ 留学先大学が定める出願条件を満たしていること。

【南京師範大学】HSK（中国政府公認の中国語検定）4級以上。

【サンパウロ大学】ポルトガル語による基本的なコミュニケーション能力を有する者。

【国立台湾大学】中国語による基本的なコミュニケーション能力を有する者。

５．応募受付期間

2025年8月28日（木）～　2025年9月8日（月）

６．提出書類

① 法学部協定留学志願書…所定様式（法学部HPにてダウンロード可）

② 法学部協定留学誓約書…所定様式（保護者自署必須）（法学部HPにてダウンロード可）

③ 留学計画書（日本語）

※A4片面2枚以内、文字サイズは11ポイント。

※日本語で記述。1500字以上。

※タイトルは「留学計画書」とし、必ず用紙右上に学部・学科・学年・学生番号・氏名を記入。

※次の3点の内容を含んでいること。

・留学の動機：これまでに取り組んできた事と関連させながら記述。

・留学先での学習について：履修希望科目や分野を挙げるなど具体的に記述。

・留学後の計画について：留学先での学習を今後のキャリアや進路にどのように活かしたいかを記述。

④ 留学計画書（留学先言語）

※A4片面2枚以内、文字サイズは11ポイント。

※留学先言語（中国語簡体字、ポルトガル語もしくは中国語繁体字）で記述。

※中国語簡体字、中国語繁体字の場合は1000字程度。

※ポルトガル語の場合は800～1000単語以内。

※タイトルは各言語で「留学計画書」とし、必ず用紙右上に学部・学科・学年・学生番号・氏名を記入。

※内容は③同様。（日本語の留学計画書と留学先言語の留学計画書の内容は完全に一致する必要はありません。伝えたい内容が同一であれば、一語一句翻訳する必要はありません。

⑤ 明治大学教務システムで確認できる成績通知書（最新版）のコピー（A4用紙に印刷すること）

⑥ 語学能力証明書

※南京師範大学への応募者は必須。

※サンパウロ大学、国立台湾大学の応募者は必須ではないが、書類選考及び、面接において語学力が判定されます。

７．応募方法

上記6つの提出書類を全て揃えて、法学部事務室（駿河台・和泉）に申請者本人が提出すること。

８．学内選考（書類選考・面接選考）

応募者に対して、日本語と留学先言語による面接選考試験を実施する予定です。詳細は追ってお知らせします。選考結果をもとに派遣候補者を決定し、合否に関わらず、メール等で通知します。

※合否結果及び選考内容に関する電話でのお問い合わせには一切お答えしません。

９．学内選考後～留学決定までの流れ

① 学内選考合格者は、派遣候補者として協定校へ推薦されます。その際、各候補者は協定校への出願書類を別途準備する必要があります。（所定の申請書類等の各種書類の作成は候補者本人が責任を持って行い、発行手数料等準備にかかる諸経費は自己負担）受入の最終決定権及び希望授業の履修可否決定権は協定校にあります。本学からの推薦は、受入決定及び希望授業履修決定を保証するものではありませんのでご注意ください。

② 協定校より入学許可を得た後、学部の審査を経て許可を得た段階で正式決定とします。

１０．注意事項

① **【学内選考について】**面接に臨むにあたり、志望動機、学習計画、将来の計画、その他予想される質問事項について、日本語と留学先言語の両言語で問題なく話すことができるよう準備をすることはもちろん、留学先国や大学について入念に下調べをし、理解を深め、面接で最大限の力・知識を発揮できるようにしてください。

② **【学内選考後の辞退について】**派遣にあたっては、複数の候補者の中から学内選考を行って決定しています。ついては、学内選考合格後（派遣候補生として決定後）は、正当な理由なく辞退することはできません。留学に必要な準備、経費、リスク等をあらかじめ確認し、不安な点は全て解消してから応募してください。

③ **【留学に関する情報収集について】**留学を考える際には国際教育センター作成の「海外留学の手引き」を参照してください。その他、各国の在日公館（大使館など）、市販の情報誌、インターネットなどで、各自、積極的に情報収集を行い、留学先国、大学、留学についての理解を深めてください。

④ **【留学先大学の情報収集について】**留学先大学の最新情報（シラバス、学年暦等）は、当該大学のウェブサイトで確認してください。

⑤ **【単位認定について】**留学先大学で修得した単位は、一定の条件を満たせば、明治大学の単位として認定することができます。認定の条件、認定に必要な書類、手続きなどについて、法学部事務室（駿河台）に各自必ず確認してください。留学決定後は、「履修計画書」を提出していただき、何単位分を認定できる可能性があるかを留学前にあらかじめ確認します。また、帰国後、「単位認定願」を提出していただき、留学前同様、何単位分を認定できるか確認し、最終的には法学部教授会にて単位認定を審議します。

⑥ **【帰国時期について】**留学期間終了後（期末試験終了後）、1か月以内に帰国してください。

⑦ **【留学先大学への出願準備について】**学内選考合格後は、留学先大学への出願に必要な書類を各自で準備し、明治大学法学部を通して出願します。出願後は各自で留学先大学とやり取りをし、留学準備（寮の手配や履修登録等）をすることになります。

⑧ **【ビザの手配について】**ビザ取得に必要な情報の収集、申請等諸手続きについては、志願者自身の責任において進めることになります。入学許可書受領後、在日の各国大使館・総領事館にて手続きが可能となります。

⑨ **【留学先の住居について】**留学先国での住居については、留学先大学により学生寮やアパート等の紹介がありますが、留学生用に確保されているわけではありません。志願者本人が留学先大学（ハウジングオフィス、インターナショナルオフィス等）と情報をやりとりし、手続きを行うことになります。

留学は、出発前の手続きや準備から始まっています。留学先で問題が発生した際の自己解決能力を高めるためにも、自分自身でインターネット、書籍等により情報収集する習慣を身に付けてください。また、留学においては、周囲の人と協力関係を築いて物事を進める能力も重要となります。「聞いていない」「知らなかった」という事がないよう、不明な点は法学部事務室、国際連携事務室、その他関係部署と相談しながら進めていきましょう。留学は誰かのためではなく、皆さん自身が自分のために選んだ道です。学内選考応募時から、このことを念頭に置いて応募し、準備を進めてください。

問合せ先：明治大学法学部事務室（駿河台）平日9：00～11：30、12：30～16：30、土曜9：00～12：00

電 話：03-3296-4155　E-mail：hogaku@mics.meiji.ac.jp

Universidade de São Paulo